

# 浦安市子ども読書活動推進計画 (第三次)

令和2年（2020年）9月

浦安市教育委員会



# 目次

<b>第1章</b>	<b>子どもの読書活動推進の理念と計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1	子どもの読書活動と読書活動推進の理念.....	1
2	計画策定の背景.....	1
	(1) 国の動き.....	1
	(2) 千葉県の動き.....	2
	(3) 浦安市の動き.....	2
3	計画策定の目的.....	3
4	計画の対象と期間.....	3
5	計画の位置づけ.....	4
<b>第2章</b>	<b>浦安市の子どもの読書活動の状況</b> .....	<b>5</b>
1	読書活動等の現状.....	5
2	「浦安市子ども読書活動推進計画（第二次）」の成果と課題.....	9
	(1) 成果.....	9
	(2) 課題.....	12
<b>第3章</b>	<b>「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」の基本的な考え方</b> .....	<b>17</b>
1	基本方針.....	17
2	計画の推進体制.....	17
<b>第4章</b>	<b>計画推進のための具体的方策</b> .....	<b>18</b>
1	家庭や地域における子どもの読書活動.....	18
2	地域の各施設における子どもの読書活動.....	19
	(1) 市立図書館における子どもの読書活動.....	19
	(2) 生涯学習施設・子育て支援施設等における子どもの読書活動.....	22
3	保育園・幼稚園・認定こども園における子どもの読書活動.....	23
4	市立小・中学校における子どもの読書活動.....	24
<b>資料編</b> .....		<b>27</b>
1	「子どもの読書活動の推進に関する法律」.....	28
2	「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」策定委員会設置要綱.....	30
3	「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」推進委員会設置要綱.....	32



---

# 第1章 子どもの読書活動推進の理念と計画の概要

---

## 1 子どもの読書活動と読書活動推進の理念

子どもにとって読書は、言葉を学び、想像力を養い、様々な知識を得て、社会の中で生きていく力を身に付けるために必要不可欠なものです。子どもは、本の中で主人公と共にいろいろな人物や世界と出会い、たくさんの体験をし、多様な考えや生き方があることを知ります。また、幅広い分野の本に触れることにより、自分で学ぶことの楽しさを知り、探究心や創造力を育てていきます。

近年、読書によって培われる国語力がすべての学習の基礎となることも再認識されており、子どもが読書を習慣とし、自主的に読書活動をしていくことはとても大切なことです。

平成13年（2001年）施行の「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものである」とうたい、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができるよう、国や地方公共団体は、そのための環境整備を積極的に推進していくことが定められています。

## 2 計画策定の背景

### （1）国の動き

国は、子どもの読書活動を推進するため、平成13年（2001年）12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、4月23日を『子ども読書の日』<sup>1</sup>とすることを決めました。また、同法に基づき平成14年（2002年）8月に策定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の成果・課題を踏まえ、平成20年（2008年）3月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」が策定されました。この計画では、概ね5年間の施策の基本方針と具体的方策が示されました。その後、平成25年（2013年）5月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」、平成30年（2018年）4月には「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」が策定されています。

この間、平成17年（2005年）7月には、「文字・活字文化振興法」が施行され、文字・活字文化の振興に関する施策の推進が図られました。平成20年（2008年）6月の国会では平成22年（2010年）を『国民読書年』とし、国民の読書への機運を高めるため、「政官民が協力し、国をあげて、あらゆる努力を重ねること」が決議されました。

平成21年（2009年）には、「図書館法の一部改正法」が成立し、平成24年（2012年）には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされました。

---

<sup>1</sup> 【子ども読書の日】

2001年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」で制定された。4月23日～5月12日までは「こどもの読書週間」であり、4月23日はユネスコが「世界図書・著作権デー（世界本の日）」と定めている。

平成 26 年（2014 年）には、「学校図書館法」が改正され、学校司書<sup>2</sup>が法制化され、翌年 4 月より学校司書の各学校への配置が進められました。平成 28 年（2016 年）には、学校図書館の整備・充実化、学校司書に求められる知識・技能を整理したカリキュラム「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」が文部科学省から提示されました。平成 29 年（2017 年）には「学校図書館図書整備等 5 か年計画」が始まり、学校図書館の計画的な図書の更新や、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置など、子どもの読書環境を取り巻く情勢も変化してきました。

## （2）千葉県動き

千葉県は、平成 15 年（2003 年）3 月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備等に取り組み、平成 19 年（2007 年）7 月策定の「千葉県教育の戦略的なビジョン」においても、基本テーマの一つである「充実した人生を送るための学ぶ意欲・学ぶ力の向上」の中で、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進してきました。

平成 22 年（2010 年）には「千葉県子どもの読書活動推進計画（第二次）」を策定し、平成 22 年（2010 年）3 月策定の「千葉県教育振興基本計画」とともに、乳幼児期からの読書活動の推進と、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備を進めてきました。

平成 27 年（2015 年）には「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」を策定、平成 27 年（2015 年）2 月策定の「第二期千葉県教育振興基本計画」では、「元気プロジェクト」の一つとして「読書県『ちば』」推進を掲げています。

令和 2 年（2020 年）2 月には、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」を策定、令和 2 年（2020 年）3 月策定の「第三期千葉県教育振興基本計画」では、今後も「朝読書」発祥県として、「読書県『ちば』」を目指しています。

## （3）浦安市動き

浦安市は、市立図書館を中心として、読書の振興を図る様々な活動をしてきました。また、市立小・中学校では、平成 4 年度（1992 年度）より順次、学校司書を配置し、学校図書館を活用した様々な活動を充実させてきました。

国や県の子どもの読書活動推進の動きに伴い、市は平成 21 年（2009 年）8 月に「浦安市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校の連携の推進と、子どもが読書に親しむ機会の提供等に努めました。

平成 22 年（2010 年）11 月には、「浦安市教育ビジョン」の中で、めざす子ども像実現の施策の一つとして「浦安市子ども読書活動推進事業」を位置付け、平成 25 年（2013 年）3 月の「浦安市生涯学習推進計画」においては、施策の体系に「家庭における子どもの読書活動の支援」「子どもの読書環境の整備」を明記するとともに、推進内容を示しました。

平成 26 年（2014 年）4 月の「浦安市子ども読書活動推進計画（第二次）」策定後、「浦安市総合計画 第 2 期基本計画・第 3 次実施計画」＜平成 26 年度（2014 年度）修正～平成 29 年度（2017 年度）＞においては、『魅力ある学校をつくる』として、主要事業の中に「浦安

---

<sup>2</sup> 【学校司書】

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（学校図書館法第 6 条）

市子ども読書活動推進事業」が位置付けられました。

また、平成 30 年度（2018 年度）からの「浦安まちづくり 3 か年計画（実施計画）」では、多様な学びの推進のための計画事業として「(仮称) 子ども図書館整備事業」が位置付けられました。

令和 2 年度（2020 年度）策定の「浦安市学校教育推進計画」では、基本施策「学びの基礎づくり」に『読書活動の推進』を、「情操教育の推進」「教育活動を通じた豊かな人間関係づくり」に、『浦安市子ども読書活動推進事業』を位置付けています。

### 3 計画策定の目的

「浦安市子ども読書活動推進計画（第二次）」の策定より概ね 5 年が経過することから、これまでの浦安市の子どもの読書活動における成果と課題を踏まえ、引き続き、子どもの読書活動を推進していくために、新たに「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定するものです。

### 4 計画の対象と期間

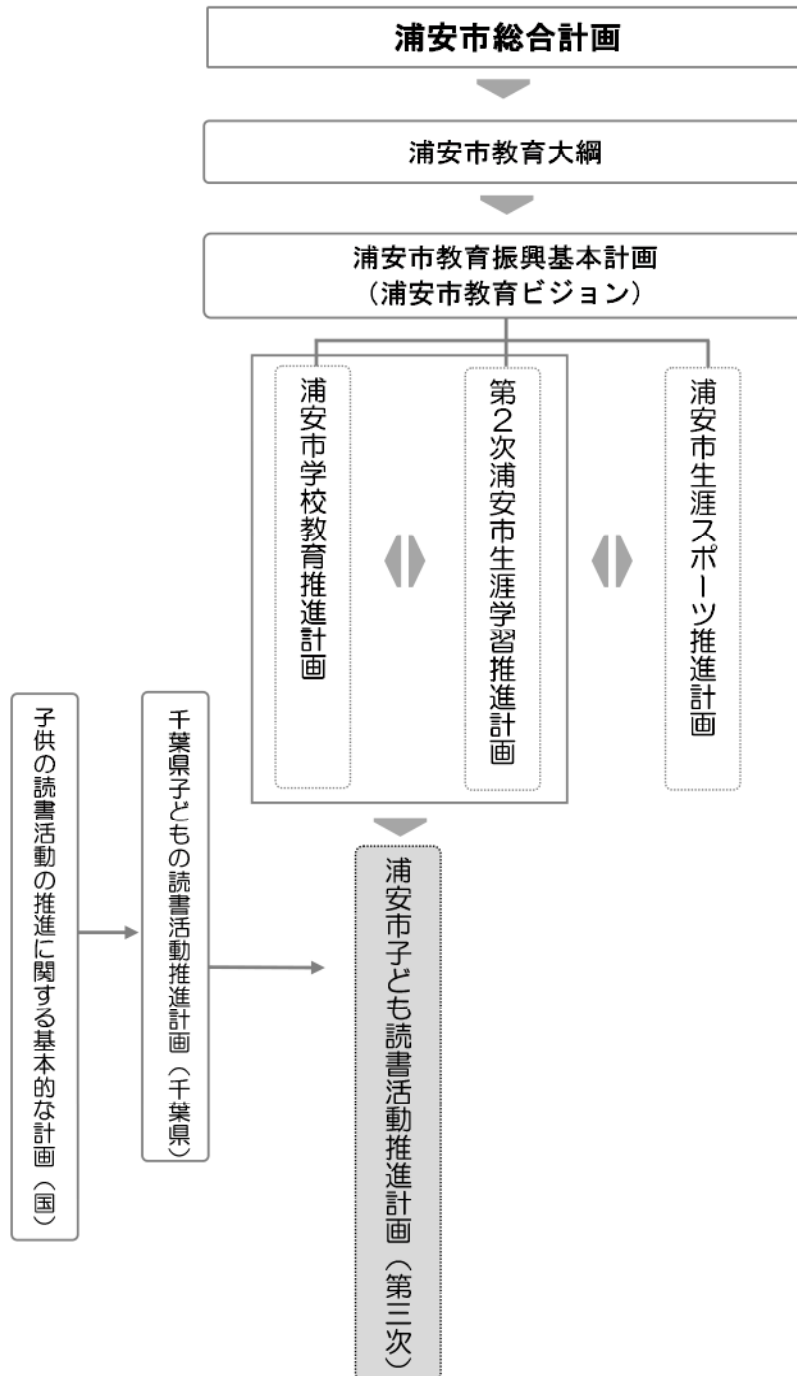
本計画の対象は、0 歳から概ね 18 歳とします。また、保護者をはじめ、子どもと子どもの読書活動に関わるすべての大人や地域、学校、行政、関係機関も対象とします。

期間は令和 2 年度（2020 年度）より概ね 5 年とします。ただし、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」や、子どもの読書を取り巻く状況等に変化があった場合、必要に応じて見直しを行います。

## 5 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」〈平成13年（2001年）12月制定〉に基づく「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」及び「千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）」を基本とし、本市における子どもの読書活動を推進するための計画です。

「浦安市総合計画」をはじめ、本市の教育に関する各計画との整合を図りながら、子どもの読書活動を推進していきます。

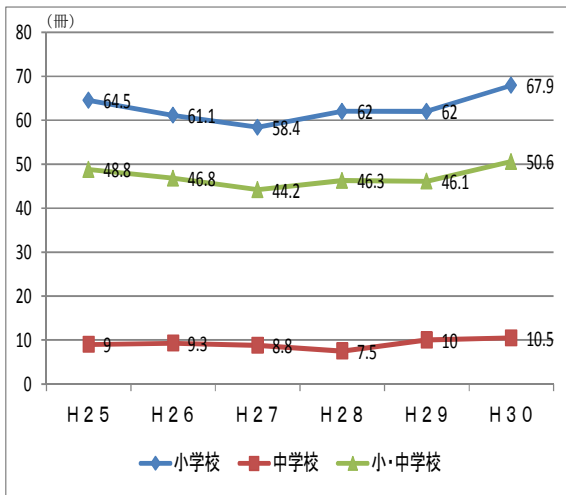




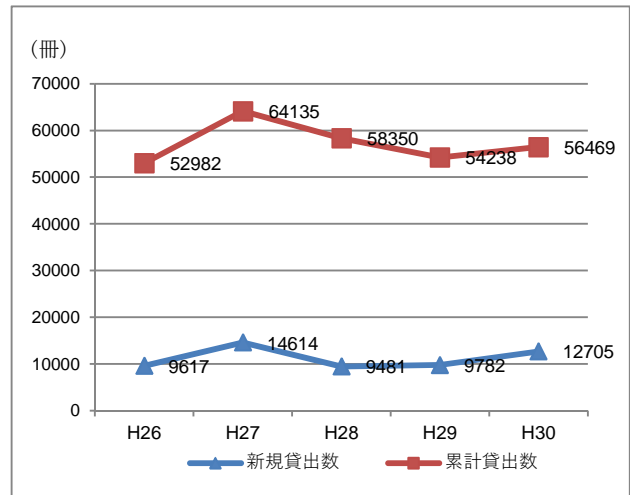
## 第2章 浦安市の子どもの読書活動の状況

### 1 読書活動等の現状

各学校の学校図書館利用状況報告の「一人当たりの貸出冊数」と、市立図書館の新規団体貸出冊数は、平成29年度（2017年度）以降、わずかですが増加に転じました。（図1・2）



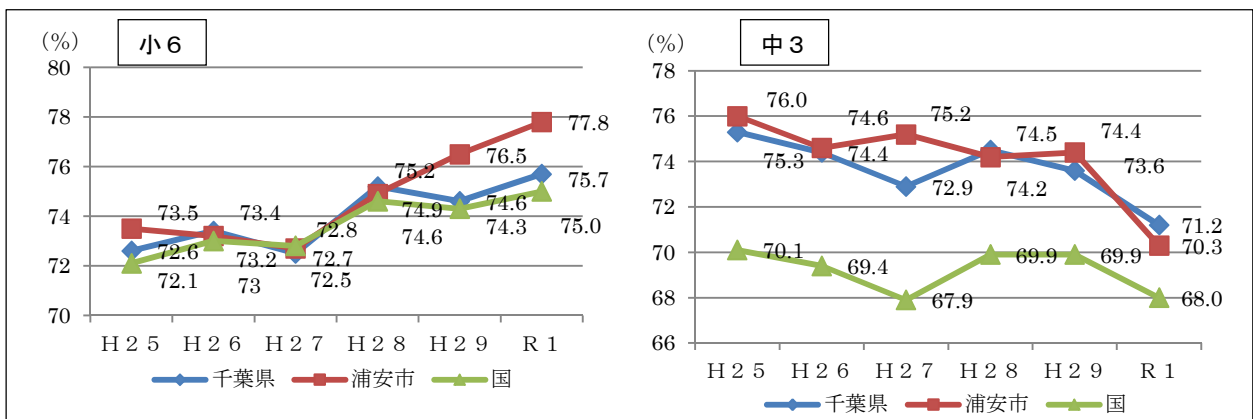
[図1 学校図書館の児童生徒一人当たりの貸出冊数の推移]  
(各学校の学校図書館利用状況報告)



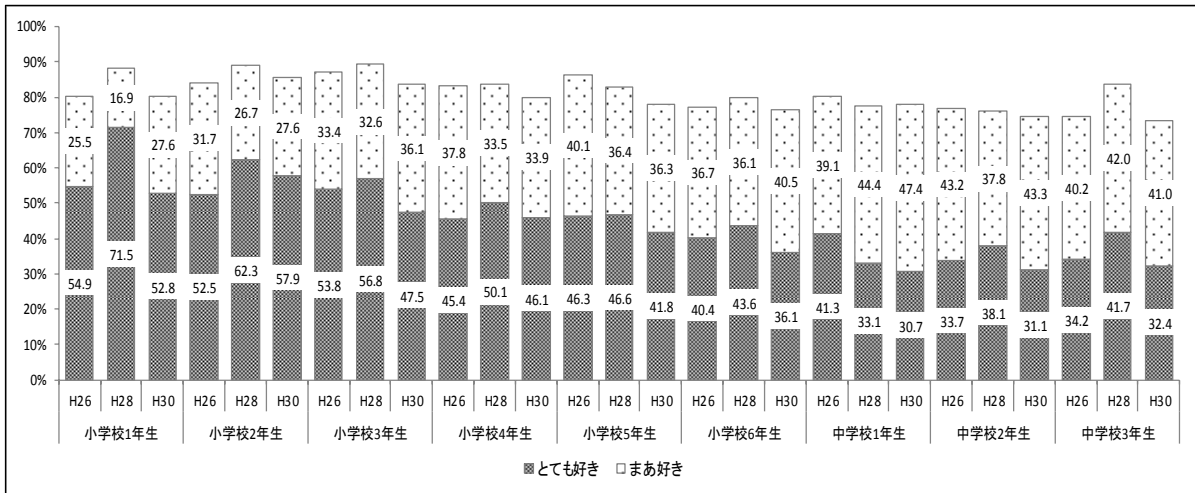
[図2 市立図書館団体貸出冊数]  
(市立図書館の利用統計)

令和元年度（2019年度）の「全国学力・学習状況調査」及び平成30年度（2018年度）の「浦安市小・中学生生活実態調査」では、「読書が好き」と答えた小・中学生の割合はどちらも70%以上であることがわかりますが、学年ごとの変化を見ると、学年が上がるにつれて「読書が好き」と答えた割合が減少している状況です。（図3・4）

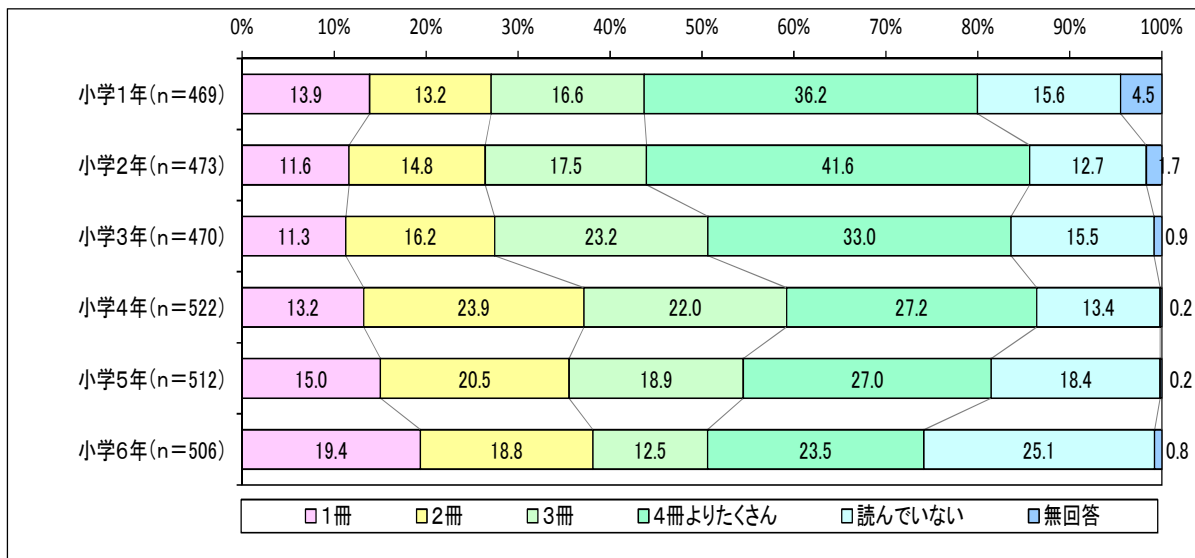
（仮称）浦安市子ども図書館基本構想策定のため、平成30年（2018年）に実施した「子ども図書館市民意識調査」では、1週間のうち全く本を読んでいない子どもの割合が、学年が上がるにつれて増加する傾向にあり、「授業以外での学校図書館の利用頻度」「市立図書館の利用頻度」についても、学年が上がるにつれて減少していることがわかります。浦安市においても、千葉県と同様に、進学するにつれて不読率が高くなっている状況です。（図5・6・7・8）



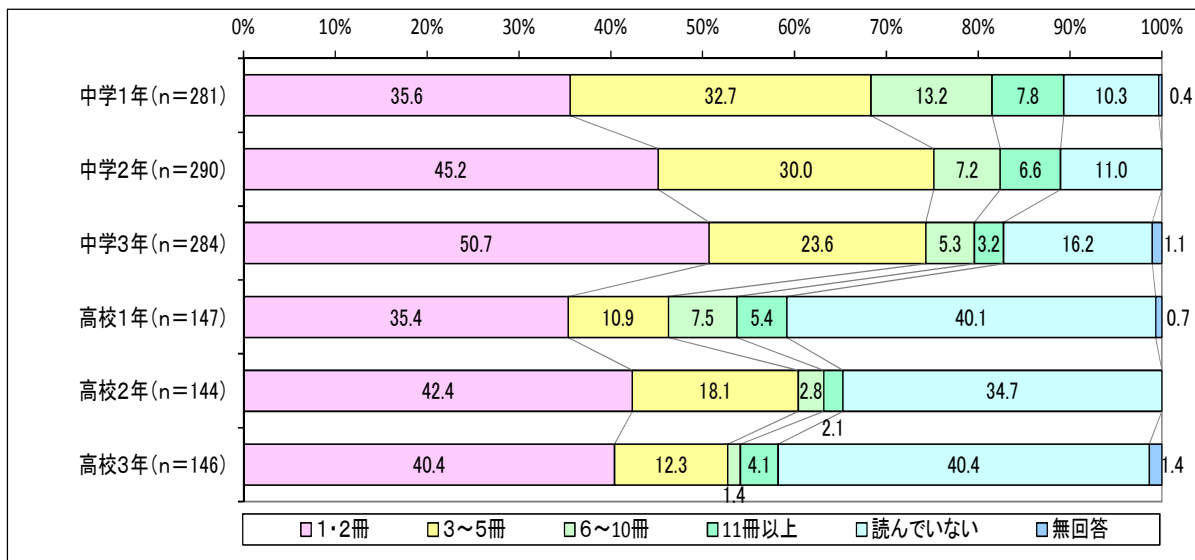
[図3 読書が好きな子どもの割合] ※H30は質問項目なし (全国学力・学習状況調査)



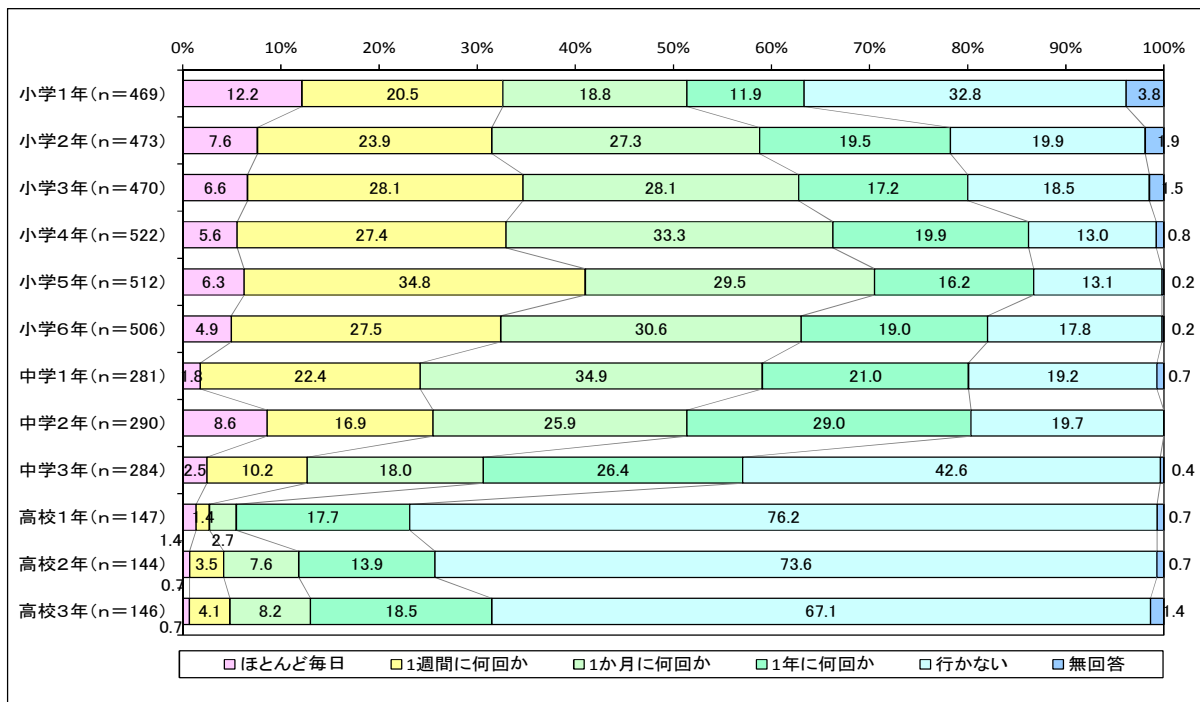
[図4 読書に対する好意度の経年変化] (浦安市小・中学生生活実態調査)



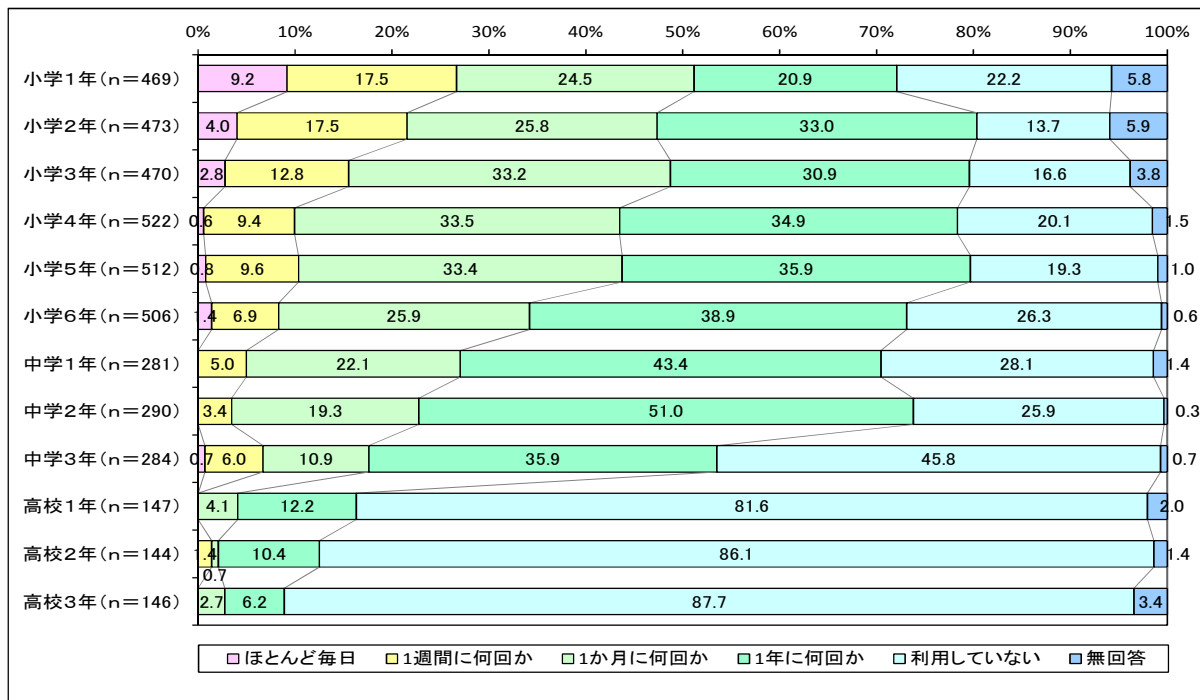
[図5 小学生が1週間に読んだ本の冊数] (子ども図書館市民意識調査)



[図6 中・高校生が1か月に読んだ本の冊数] (子ども図書館市民意識調査)

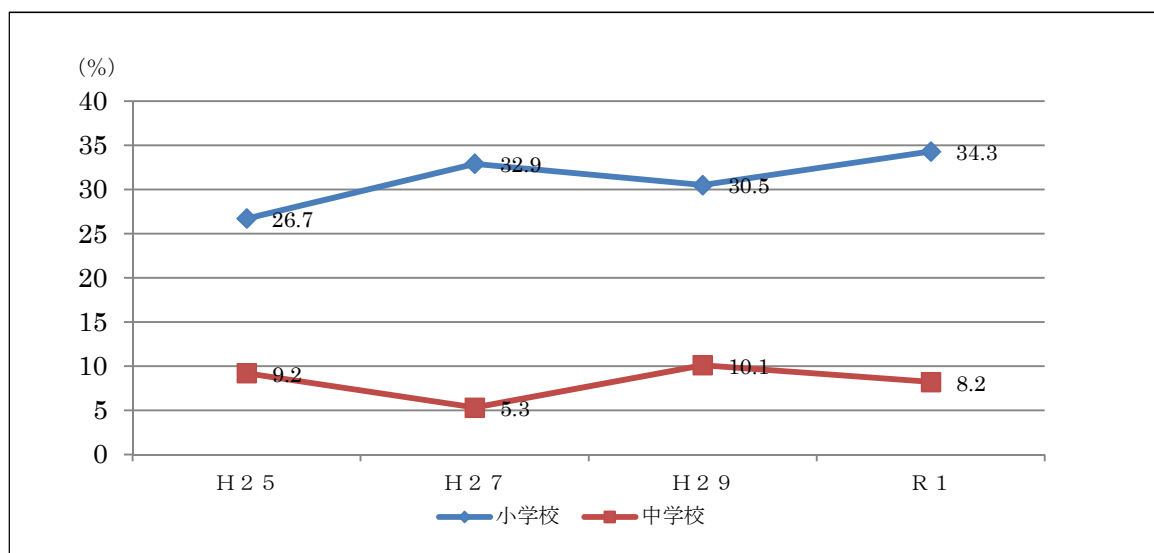


[図7 授業以外での学校図書館の利用頻度] (子ども図書館市民意識調査)

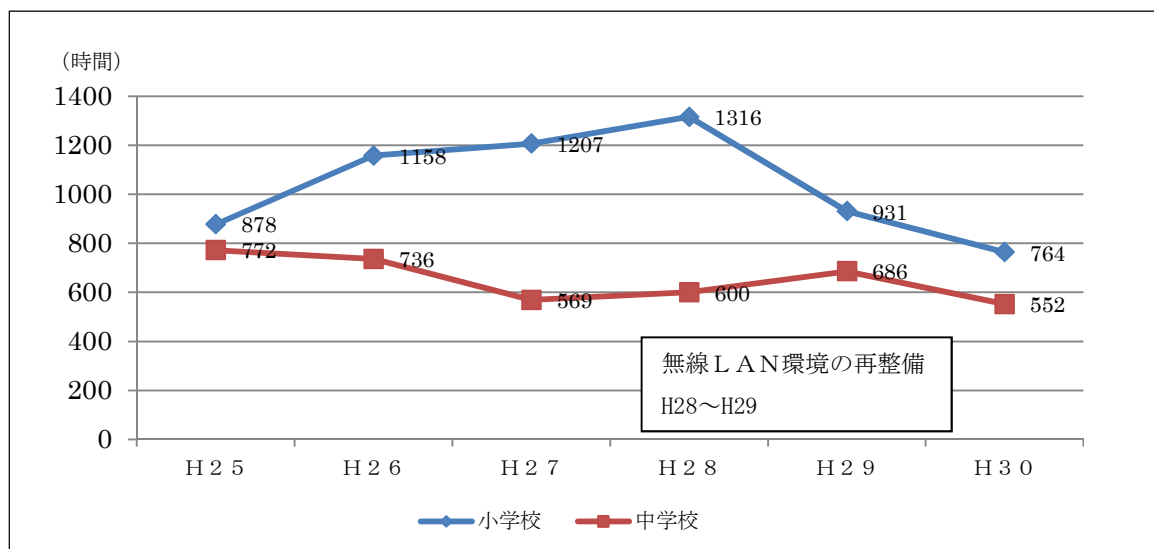


[図8 市立図書館の利用頻度] (子ども図書館市民意識調査)

教員については、「学校図書館を授業でよく利用している」割合は、小学校では増加傾向にあります。中学校では減少傾向にあります。各学校の学校図書館利用状況報告では、平成 28 年（2016 年）から平成 29 年（2017 年）にかけて小学校の学校図書館での調べ学習<sup>3</sup>の年間利用時間が大幅に減少しました。これは、この時期、全小・中学校に無線 LAN が再整備されたため、どの教室でも一人一台のタブレット PC の活用が可能になり、調べ学習にインターネットを活用する小学校が増えたことが影響したものと考えられます。（図 9・10）



[図 9 「学校図書館を授業でよく利用している」教員の割合]  
(保護者及び教員の教育に関する意識調査)



[図 10 学校図書館での調べ学習の年間利用時間]  
(各学校の学校図書館利用状況報告)

<sup>3</sup> 【調べ学習】

児童生徒が、テーマに沿って情報を収集し、自分の考えと結びつけて発展させ、読み手に分かりやすいようにまとめて発表すること。

## 2 「浦安市子ども読書活動推進計画（第二次）」の成果と課題

「浦安市子ども読書活動推進計画（第二次）」（以下、第二次）では、未就学児と中学卒業後の子どもたちの読書活動の実態とニーズの把握の必要性、小学校高学年から高校生の読書推進、障がいを持つ子どもや外国籍の子どもへの読書環境の整備を課題として挙げています。

「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」の策定に当たり、これまでの統計や様々な意識調査の結果から、子どもの読書活動の現状を把握し、第二次の計画期間における成果と課題についてまとめました。

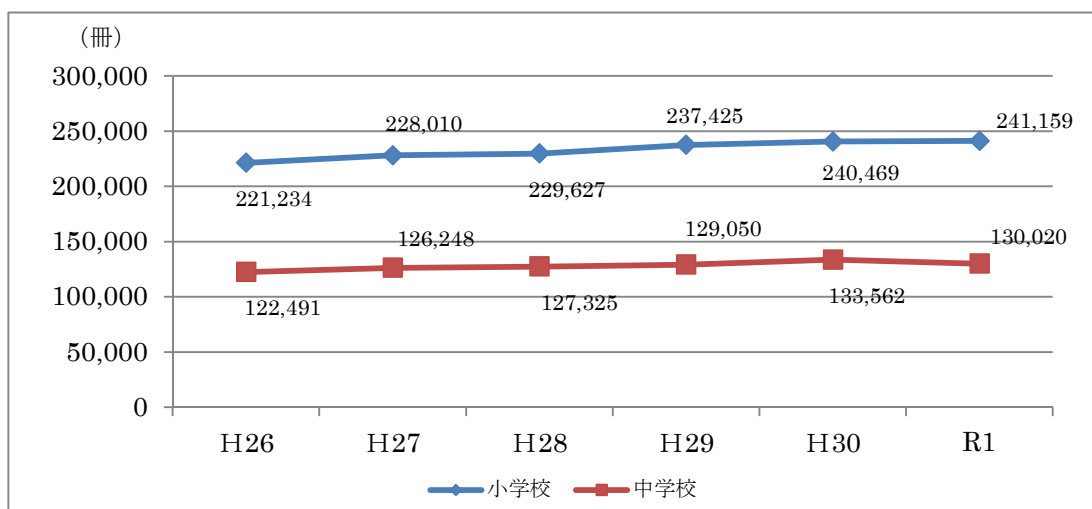
### （1）成果

#### ① 市立保育園・幼稚園・認定こども園（以下、各園とする）、小・中学校、市立図書館の読書環境の充実

市立の各園においては、市立図書館の団体貸出の利用が増え、「絵本コーナー」や「絵本の部屋」等、各園の状況に応じた読書環境が充実しました。

市立各小・中学校においては、学校司書が、図書主任<sup>4</sup>の教員と連携し、図書の買い替えや学習に必要な図書の選書を実施しており、学校図書館の蔵書の充実が図られています。（図 11）

さらに、第二次策定時は、国が示す学校図書館の蔵書数の基準である学校図書館図書標準<sup>5</sup>の達成率が、小学校で 88.8%、中学校が 100%でしたが、その後、平成 30 年度（2018 年度）には、すべての小学校で標準を超え、100%以上となりました。



[図 11 学校図書館蔵書数]

(教育総務課調べ)

<sup>4</sup> 【図書主任】

学校の校務分掌上、学校図書館の責任者となる教員。

<sup>5</sup> 【学校図書館図書標準】

文部科学省が平成 5 年 3 月に定めた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。学校種、学級数に応じて蔵書数を定めたもの。例：小学校：学級数 13～18 蔵書数 7,960+400×(学級数-12)、学級数 19～30 蔵書数 10,360+200×(学級数-18) / 中学校：学級数 7～12 蔵書数 7,360+560×(学級数-6)、学級数 13～18 蔵書数 10,720+480×(学級数-12)

市立図書館においては、平成 26～27 年（2014～2015 年）の堀江公民館の大規模改修工事に伴い、堀江分館を 1 階へ移設し、児童コーナーを拡充して、親子が利用しやすい環境を整備しました。また、平成 31 年 1 月～令和 2 年 3 月（2019～2020 年）の中央図書館の大規模改修工事では、おむつ替えシートと授乳スペースを備えた「あかちゃんほっとすてーしょん」や靴を脱いでくつろぎながら本が読める「のびのびひろば」を児童フロアに設置しました。



あかちゃんほっとすてーしょん



のびのびひろば

## ② 市立図書館と各園、小・中学校等との充実した連携の継続

市立図書館では、図書館司書が保育園や小学校等に出向いて、読み聞かせやストーリーテリング<sup>6</sup>、ブックトーク<sup>7</sup>などを行い、子どもたちの本への興味を喚起し、読書の幅を広げることに寄与しました。



小学校でのストーリーテリング

また、学校からの調べ物の相談への対応や学習に必要な図書の貸出などを行い、学校図書館と連携して子どもたちの読書活動や学習を支援したほか、学校司書に対して市立図書館の利用方法の説明や研修を行い、子どもの読書活動に関する情報交換と人材育成に努めました。

## ③ 学校図書館の年間貸出冊数及び市立図書館の団体貸出の利用の増加

小・中学校の学校図書館では、読書週間<sup>8</sup>のイベント等の実施、学習に関連する本や、児童生徒、教職員が薦める本の紹介、市立図書館との連携などにより、児童生徒が様々な本に触れる機会を積極的に設けた結果、平成 25 年度（2013 年度）から減少傾向にあった一人当たりの年間貸出冊数が、平成 30 年度（2018 年度）に、増加しました。（図 1）

市立図書館では、平成 28 年度（2016 年度）以降、児童一人当たりの児童書の貸出冊数が減少傾向にありますが（図 12）、団体貸出の利用は平成 29 年度（2017 年度）より、増加しています。（図 2）

6 【ストーリーテリング】

昔話や創作の物語を覚えて語ること。素話。

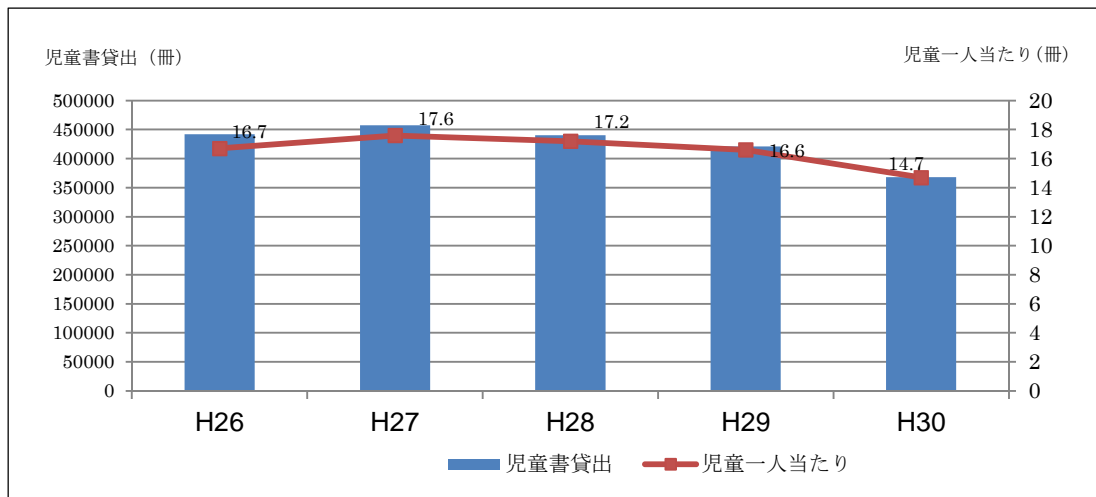
7 【ブックトーク】

テーマに沿った本の紹介

8 【読書週間】

10 月 27 日～11 月 9 日までの読書を推進する活動や催しが行われる期間。1924 年に日本図書館協会が制定した「図書館週間」が元になっている。1948 年以降、毎年 10 月 27 日から 2 週間となった。





[図 12 市立図書館 児童書貸出冊数] (市立図書館の利用統計)



図書委員会おすすめ本コーナー (小学校)



貸出冊数ランキング (小学校)

#### ④ 市立図書館における子どもや保護者向けの事業の継続

市立図書館においては、乳幼児から中・高校生まで、各年代の子ども向けに、「えほんのじかん」「おはなし会」「子ども映画会」「科学で遊ぼう」「図書館クラブ」など、様々な事業や行事を開催し、本の楽しさを伝え、図書館利用をすすめました。また、保護者や子どもに関わる大人に対しても、「ブックスタート絵本講座」「親子で楽しむ絵本講座」「子どもの本の講座」等を開催し、読書の楽しさや、子どもの読書の大切さについて理解を深めてもらうよう努めました。



えほんのじかん (中央図書館)



ブックスタート絵本講座 (中央図書館)

## (2) 課題

### ① 学年や学校段階が上がるにつれての不読率の増加（継続課題）

小学校高学年から、学年や学校段階が上がるにつれて読書から遠ざかる傾向は、第二次でも既に指摘されていました。その傾向は今回も引き続き見られ、国や県の計画でも、中・高校生の不読率の増加を課題として捉えています。

「子ども図書館市民意識調査」によると、中学生は、3年生の不読率が一番高く、16.2%です。(図6)

各学校の平成30年度(2018年度)の学校図書館利用状況報告「学校図書館の児童生徒一人当たりの貸出冊数の推移」では、小学生が67.9冊であるのに対し、中学生は10.5冊で、中学生になると借りる本の冊数が大幅に少なくなっています。(図1)

高校生で1か月に全く本を読んでいない割合は1年生40.1%、2年生34.7%、3年生40.4%であり、小・中学生に比べて不読率が高く、高校生の読書離れが顕著に表れています。(図6)

中・高校生は部活動や受験等で忙しい年代ですが、読書への興味の喚起とともに、自分の興味・関心を深めるためや将来の進路を考えるために図書館利用を促進する取り組みが必要です。

### ② すべての子どもが、本に親しむことができる環境整備（継続課題）

障がいを持つ子どもや外国籍の子どもへの読書環境の整備が不十分であることについては、第二次でも課題でした。また、近年、災害や感染症の拡大等により、図書館を利用できない状況も発生しています。障がいの有無や使う言語にかかわらず、様々な状況にあるすべての子どもたちが本に親しめるよう、各施設においていろいろな種類や形態の本やデジタル資料を充実させ、バリアフリーに配慮した環境を整備していく必要があります。

### ③ 未就学児への読書活動の支援

近年の社会情勢による女性の就業率の高まりや就労形態の変化に伴い、共働きの保護者が増えており、浦安市内でも保育園が増加しています。保育園等に通園していて、普段市立図書館を利用できない子どもに対し、各園の読書環境の整備や読書の機会の提供などの取り組みが必要です。

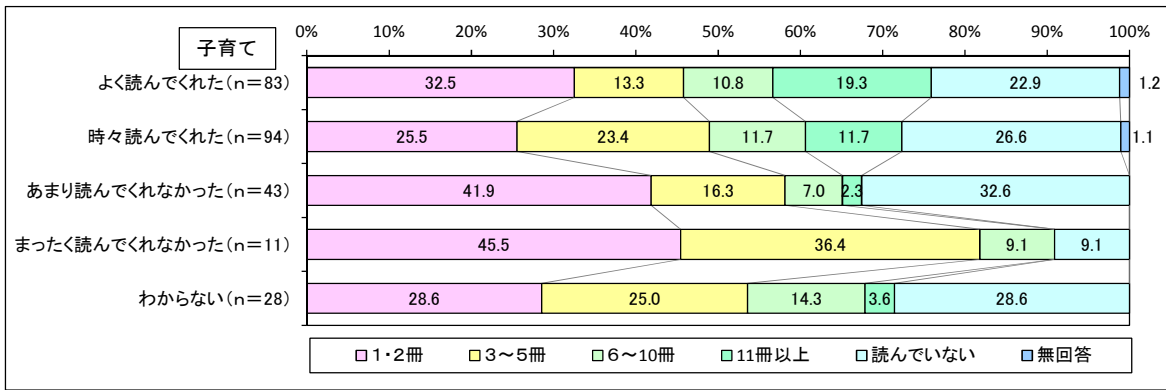
### ④ 家庭での読書活動の推進

家庭で保護者が子どもに読み聞かせをしたり、保護者自身が本に親しむことは、子どもが本に興味を持つきっかけになります。

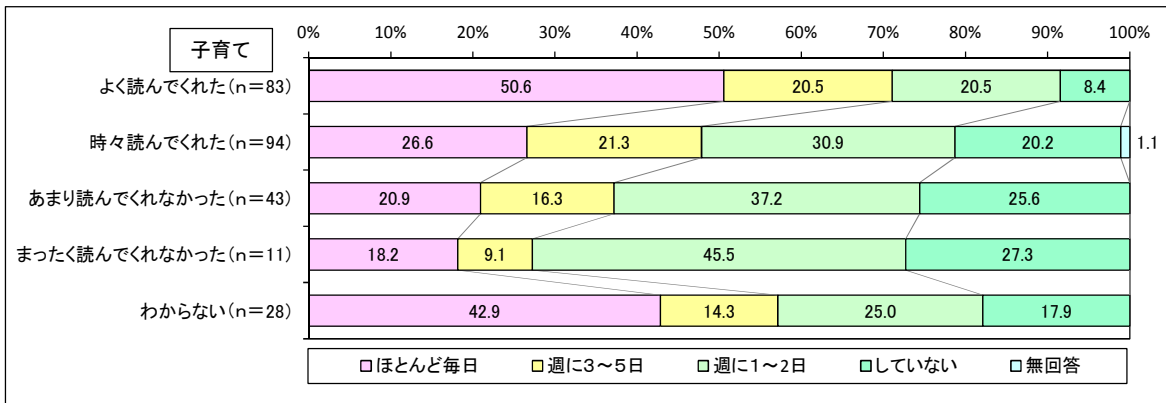
「子ども図書館市民意識調査」によると、「子どもの頃の読み聞かせの経験の有無と(保護者が)1か月に読んだ本の冊数の関連性」及び「子どもの頃の読み聞かせの経験の有無と子どもへの読み聞かせの実施頻度の関連性」の結果から、保護者が子どもの頃に読み聞かせをしてもらった経験が多いほど、その後の保護者自身の読書量や自分の子どもへの読み聞かせの頻度が高い傾向にあることがわかります。(図13・14)

また、小・中学生を対象にした「家族からの読み聞かせ経験の有無と1週間(1か月)に読んだ本の冊数の関連性」の結果からは、家族からよく読み聞かせをしてもらった子どもは、その後読書量が増える傾向にあることがわかります。(図15・16)

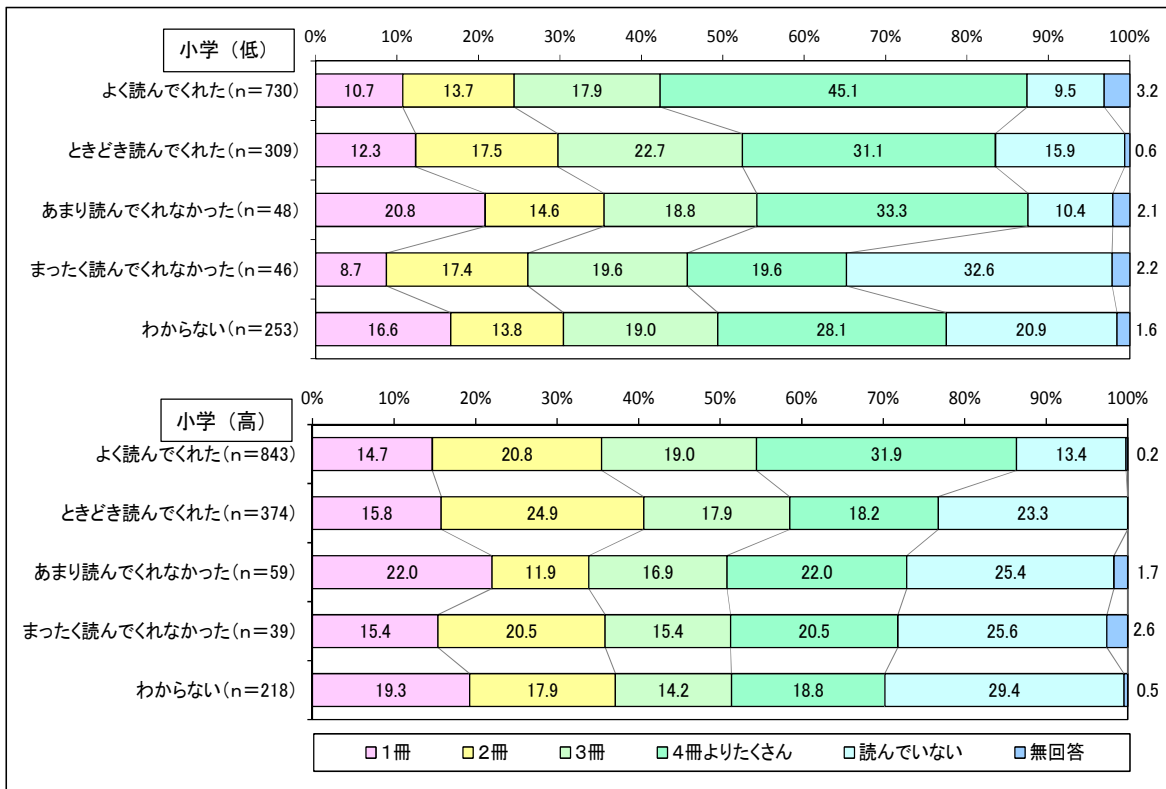




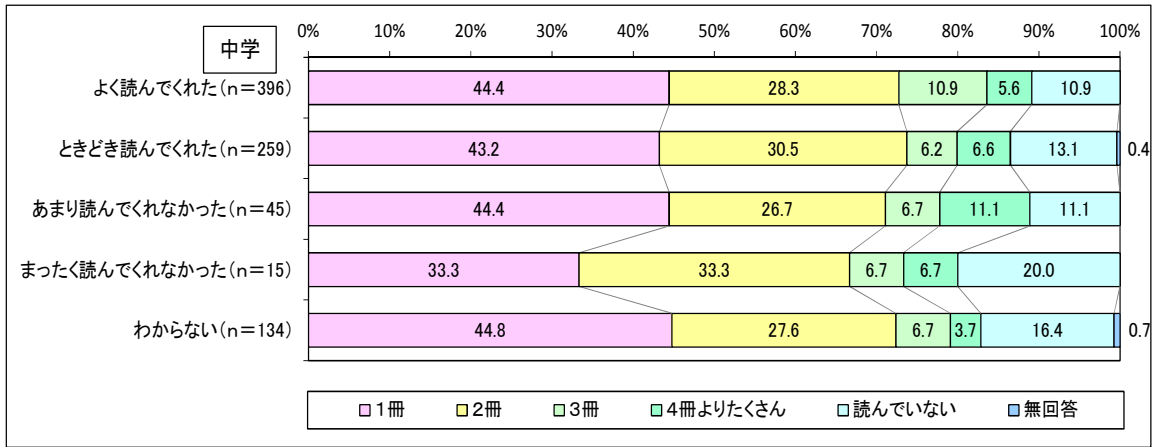
[図 13 「子どもの頃の読み聞かせの経験の有無」と「(保護者が) 1か月に読んだ本の冊数」の関連性]  
(子ども図書館市民意識調査)



[図 14 「子どもの頃の読み聞かせの経験の有無」と「子どもへの読み聞かせの実施頻度」の関連性]  
(子ども図書館市民意識調査)



[図 15 「家族からの読み聞かせ経験の有無」と「1週間に読んだ本の冊数」の関連性] (小学生)  
(子ども図書館市民意識調査)



[図 16 「家族からの読み聞かせ経験の有無」と「1か月に読んだ本の冊数」の関連性] (中学生)  
(子ども図書館市民意識調査)

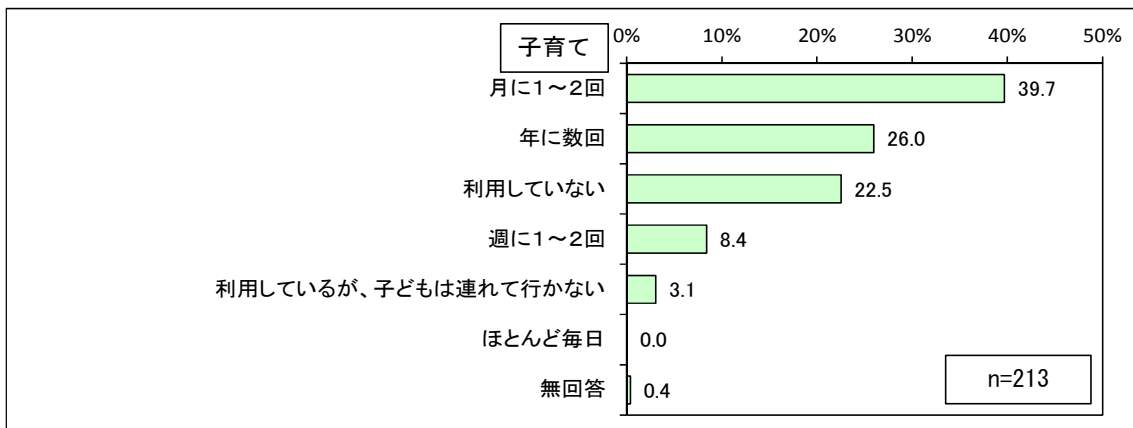
子どもに読書習慣を身に付けさせるためには、保護者に対して子どもの発達段階に合わせた読書の大切さや読み聞かせの必要性などについて理解を深める働きかけが必要です。

#### ⑤ 子育て世帯の図書館利用を促進するための環境整備

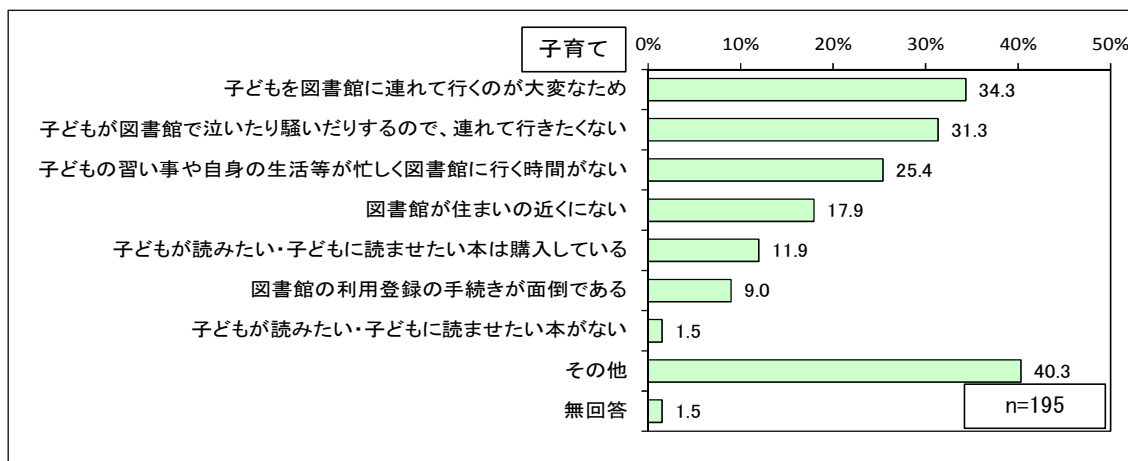
「子ども図書館市民意識調査」によると、子育て世帯の77%が市立図書館を利用していますが、利用頻度は「月に1～2回」が39.7%、「年に数回」が26.0%、「利用しているが、子どもは連れて行かない」が3.1%でした。(図 17)

また、利用しない理由については「子どもを図書館に連れて行くのが大変なため」が34.3%、「子どもが図書館で泣いたり騒いだりするので連れて行きたくない」が31.3%でした。(図 18)

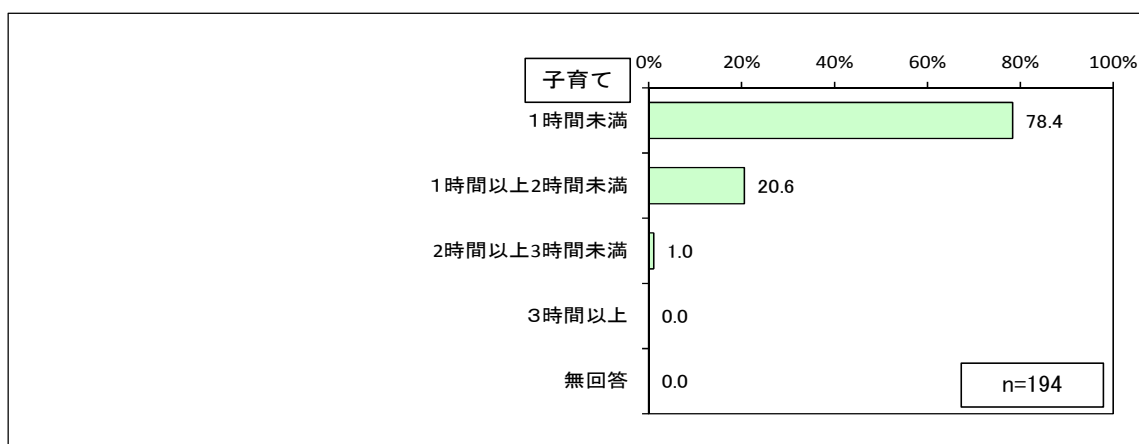
1回当たりの滞在時間は、「1時間未満」が78.4%、「1時間以上2時間未満」が20.6%で、利用者の99%が2時間未満の滞在となっています。(図 19)



[図 17 市立図書館の利用頻度] (子ども図書館市民意識調査)



[図 18 市立図書館を利用しない理由] (子ども図書館市民意識調査)



[図 19 市立図書館での滞在時間] (子ども図書館市民意識調査)

市立図書館においては、大規模改修工事に伴い、堀江分館の1階への移設や中央図書館の「あかちゃんほっとすてーしょん」などの設置により、親子が利用しやすい環境の整備に努めてきたところですが、中央図書館の児童フロアや分館の児童コーナーが手狭であることや子どもの声等への気兼ねから、子育て世帯の利用時間が短い傾向があると考えられます。

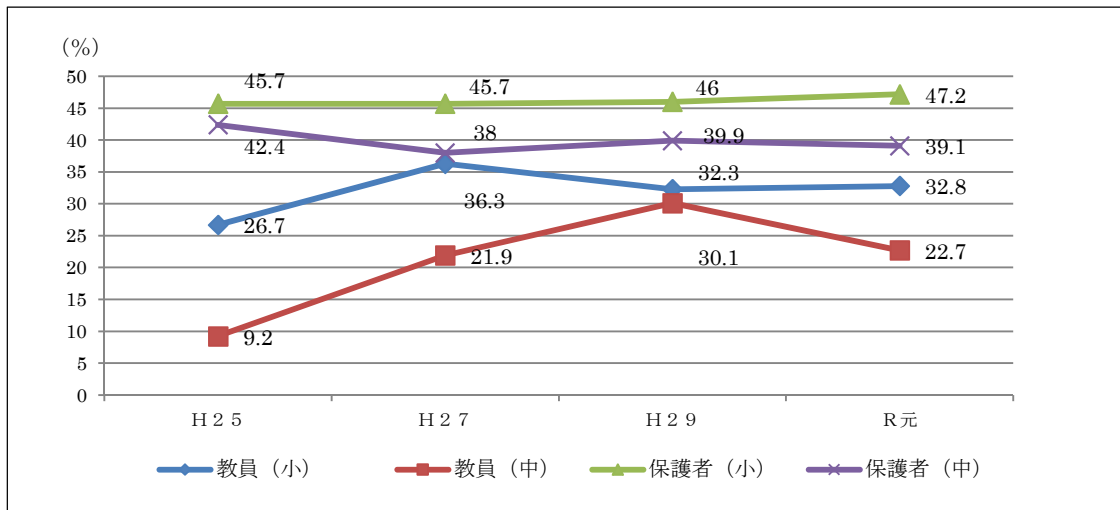
今後も、市立図書館では、親子が声を出して読み聞かせを楽しんだり、読書の合間に飲食ができるなど、気兼ねなく、ゆっくり利用できる環境の整備が必要です。

## ⑥ 学校図書館の活用の促進

学校図書館は、児童生徒の読書活動のみでなく、各教科の調べ学習に活用されるべきものであり、利用に当たっては、教員、学校司書の支援が欠かせません。平成 29・30 年 (2017・2018 年) 改訂の学習指導要領でも、学校図書館の計画的な利用とその機能の活用について言及されています。

令和元年度 (2019 年度) の「保護者及び教員の教育に関する意識調査」によると、「今後力を入れるべき教育施策」として「学校図書館教育」を挙げた小学校教員は 32.8%、中学校教員は 22.7%でした。(図 20)

また、「学校図書館を授業でよく利用している」と回答した小学校教員は 34.3%、中学校教員は 8.2%でした。(図 9)



[図 20 今後力を入れるべき教育施策として「学校図書館教育・読書活動の充実」が「とても必要」と答えた保護者・教員の割合]

(保護者及び教員の教育に関する意識調査)

学校図書館の利用を活発にし、小・中学生の読書活動を推進するためには、教員自身が学校図書館の役割を理解し、学校司書と連携して積極的に授業で活用することが求められます。

#### ⑦ 子どもの図書館利用の促進及び貸出冊数の増加

市立図書館では平成 28 年度（2016 年度）以降、児童書の貸出が減少傾向にあります。（図 12）学校図書館については、平成 30 年度（2018 年度）より一人当たりの年間貸出冊数が増加しましたが、学年が上がるにつれ、貸出冊数が減少しています。（図 1・5・6）

図書館の利用状況や読書による効果は貸出冊数だけで測れるものではありませんが、指標の一つとして捉える必要があります。少子化と読書離れが進む中、子どもの豊かな読書活動のために、図書館への来館を促すきっかけをつくり、貸出を増やす取り組みが必要です。

#### ⑧ 子どもと本を結びつける人材の育成

子どもの読書の機会や読書環境<sup>9</sup>は、周囲の大人や環境に影響を受けやすいものです。

家庭、地域、市立図書館、生涯学習施設、子育て支援施設、各園、学校等で、子どもの発達段階や興味・関心に応じて本を紹介し、提供するには、子どもの発達段階や本に関する知識が必要です。各施設・部署において、読み聞かせボランティアなど、子どもと本を結びつける人材の育成が必要です。

#### ⑨ 各施設・部署の連携

子どもの読書活動を発達段階に応じて支援していくには、各施設や部署がそれぞれで活動するだけでなく、連携して活動を進める必要があります。市立図書館の団体貸出の利用や各施設・部署間での相互の情報交換や事業の共催など、連携が求められます。

<sup>9</sup> 【読書環境】

読書を取り巻くあらゆる条件。よい読書環境とは、各人にとっての適書が入手可能であり、読書時間が保証されている状態。

---

## 第3章 「浦安市子ども読書活動推進計画(第三次)」の基本的な考え方

---

### 1 基本方針

「浦安市子ども読書活動推進計画(第三次)」では、第二次の成果と課題を踏まえ、家庭、地域、市立図書館、生涯学習施設、子育て支援施設、各園、学校等が相互に連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動と子どもの自主的な読書活動と読書習慣の形成のため、次の3つの基本方針を定め、本市における子どもの読書活動を推進します。

#### (1) 発達段階等に応じた読書環境の整備・充実

すべての子どもが、発達段階等に応じて、いろいろな場所で本に親しむことができるよう、施設の整備や蔵書の充実、子どもと本を結びつける人材の育成など、環境の整備・充実に努めます。

#### (2) 読書に親しむ機会の提供

子どもたちが発達段階等に応じた読書活動ができるよう、家庭、地域、市立図書館、生涯学習施設、子育て支援施設、各園、学校等が、それぞれの特性を生かし、おはなし会などの事業の実施や本の展示などにより、子どもと本を結びつける様々な読書の機会を提供します。

#### (3) 読書への理解と関心を高める取り組みと連携

保護者、保育士、教職員など、子どもに関わる大人に対し、子どもの読書活動への理解と関心を高めるための様々な情報提供や事業を実施します。家庭、地域、市立図書館、生涯学習施設、子育て支援施設、各園、学校等が相互に情報を共有しつつ、連携・協力して活動を進めます。

### 2 計画の推進体制

子ども読書活動の推進に関わる各部署は、年次の事業計画の作成や具体的施策の立案に当たっては本計画を指針とし、子どもの読書活動推進事業の充実を図るものとします。

「浦安市子ども読書活動推進計画(第三次)」策定後は、浦安市子ども読書活動推進委員会を設置し、浦安市の子ども読書活動を推進します。

同委員会は、要綱に基づき、会議を開催し、計画の評価や進行管理、子どもの読書活動の推進に関する事業の検討等を行うものとします。

## 第4章 計画推進のための具体的方策

### 1 家庭や地域における子どもの読書活動

#### <役割>

子どもにとって家庭は、初めて本と出会い、読書習慣を身に付けるための大切な場です。

子どもは保護者から本を読んでもらう時、保護者の温もりや愛情を感じながら読書を楽しみます。特に、まだ文字が読めない幼い子どもには、読み聞かせによる「耳からの読書」が大切です。小学生の子どもには、家族が同じ本を読んで感想や情報を共有するなど、家庭で読書活動を深めることが大切です。

子どもの行動範囲は、成長するにしたがって家庭から地域へと広がります。地域には市立図書館をはじめ、公民館、児童センター、子育て支援施設など、子どもの心身を育む様々な施設があります。これらの各施設には、子どもと本を結びつける活動をしているサークルや団体もあります。

このような施設は、子どもが本に親しみ、友だちや地域の人々とコミュニケーションを深める場となります。

#### <期待される取り組み>

##### 家庭

方針	内容	参照ページ
発達段階等に応じた読書環境の整備・充実	家庭で子どもが本に親しめる環境づくり	
読書に親しむ機会の提供	市立図書館の利用 生涯学習施設・子育て支援施設等の利用 家庭での読み聞かせや子どもとの読書	19～21p 22p
読書への理解と関心を高める取り組みと連携	各施設が開催する各種事業への参加 各施設の情報入手、HPの閲覧	19～22p 21, 23, 25p

##### 地域（サークル・団体等）

方針	内容	参照ページ
発達段階等に応じた読書環境の整備・充実	市立図書館の図書や団体貸出の利用 各施設での活動場所の整備や確保	19P
読書に親しむ機会の提供	サークルや団体の各施設での読み聞かせ等の活動 サークルや団体の各施設でのおはなし会などの開催	22p 22p
読書への理解と関心を高める取り組みと連携	各施設で開催される講座や講演会等への参加 サークルや団体の活動内容の発信	21, 22p

## 2 地域の各施設における子どもの読書活動

### (1) 市立図書館における子どもの読書活動

#### <役割>

市立図書館は、子どもと保護者が気軽に本に親しむことができる場所です。子どもの発達段階に応じた幅広い分野の図書の収集・貸出を行うほか、子どもや保護者、子どもや子どもの読書に関わる大人を対象に、読書の楽しさや大切さを伝える様々な集会事業を開催します。

また、小・中学校、各園、各部署等と連携して、子どもが本に出会う機会を設け、読書活動の推進を図ります。

#### <取り組み>

(重点) 推進計画(第三次)で特に力を入れる事業

方針	事業	事業の内容	所管課
発達段階等に応じた読書環境の整備・充実	図書館の資料収集・提供	子どもの発達段階に応じ、長く読み継がれてきた良質な図書と、子どもの様々な興味や関心に応える幅広い分野の図書を選定・収集し、提供する。デジタルコンテンツ等、新たなニーズへの対応を検討する。園・小学校等への団体貸出を実施する。	中央図書館
	読書通帳 <sup>10</sup> の導入(重点)	市立図書館と学校図書館で借りた図書の記録を印字できる読書通帳機を導入し、読書活動を推進する。	中央図書館 指導課
	図書館の施設整備	中央図書館及び各分館において、子どもが利用しやすい環境づくりに努める。 (仮称)子ども図書館の整備により、親子での利用環境の改善と機能の充実を図る。また、中・高校生向けの図書の収集、中・高校生ゾーンの設置等により、中・高校生の利用環境を整備する。(重点)	中央図書館 生涯学習課
	小・中学校との連携	市立図書館と学校図書館を結ぶ図書の搬送体制を構築する。(重点)	中央図書館
読書に親しむ機会の提供	親子(乳幼児)向け事業の充実 「赤ちゃんと楽しむわらべうたの会」 「えほんのじかん」 「お父さんもいっしょにえほんのじかん」 「おひざのうえでえほんのじかん」 乳幼児と保護者が共に絵本やわらべうたを楽しむ会を定期的実施し、読み聞かせが子どもの心身の成長や言葉の獲得に大切であることの理解を図る。  「としょかんのちいさなおたのしみ会」 幼児と保護者にストーリーテリングや大型絵本の読み聞かせを実施し、本の楽しさを伝える。	中央図書館	

<sup>10</sup> 【読書通帳】

市立図書館や学校図書館で借りた本や貸出履歴を記録する手帳の総称。専用の機械で通帳型の冊子に印字する。



読書に親しむ機会の提供	子ども向け事業の充実	「おはなし会」(5歳～小学生) ストーリーテリングで耳からの読書の楽しさを伝える。 「子ども映画会」(幼児～) 原作の物語への関心を高める。 「科学で遊ぼう」(小学3～6年生) 科学の実験を通して、科学の本の楽しさを伝える。 「図書館クラブ」(小学5年生～) 図書館の仕事を体験し、図書館への理解を深める。	中央図書館
	中・高校生向け事業の充実(重点)	中・高校生が本に親しみ、将来や進路を考えるきっかけとなるような事業を実施する。	中央図書館
	障がいのある子どもへのサービス	特別支援学級に図書館司書を派遣し、絵本の読み聞かせを実施する。 特別支援学級に対し、布の絵本の団体貸出を実施する。 個人のニーズに合わせて、録音資料やテキストデータの資料を製作、提供する。 音声・拡大読書器等、読書を補助する機器を設置する。	中央図書館
	外国語を母語とする子どもへのサービス	多言語で書かれた絵本や物語等を収集し、提供するとともに、利用案内等を多言語で作成、学校を通じて配布し、利用を促す。  日本や各国の文化、言葉に親しめるような本の紹介や取り組みをすすめる。	中央図書館
	各園との連携	図書館司書が園に出向き、絵本の読み聞かせやわらべうた、手遊びなどを実施する。(来館の場合は市立図書館内で実施。) 申請があった園の園児に利用券を発行し、おさんぽ来館の際に、貸出・返却や閲覧など、市立図書館の利用体験を実施する。	中央図書館
	小・中学校との連携	図書館司書が学校に出向き、絵本の読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークを実施する。 学校からの希望により、市立図書館の利用案内や職場体験 <sup>11</sup> を受け入れる。 学校からのレファレンス <sup>12</sup> やリクエストに対応する。	中央図書館
読書への理解と関心を高める取り組みと連携	ブックスタート事業  赤ちゃんの心身の成長に欠かせない親子の温かな触れ合いを絵本によって推進するため、市民課窓口で出生届受理時に絵本をプレゼントする。母子保健課の母子保健推進員が個別訪問の際に、絵本やわらべうたの大切さについて伝えるほか、市立図書館で講座を開催する。  「ブックスタート絵本講座」 市民課で配布した絵本の説明のほか、読み聞かせとわらべうたの実践により、赤ちゃんとのコミュニケーションを取る方法についてアドバイスを行う。赤ちゃん向けのおすすめ絵本リストを配布する。	中央図書館 市民課 母子保健課	

<sup>11</sup> 【職場体験】

中学校の生徒が、事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。

<sup>12</sup> 【レファレンス】

図書館において、利用者からの調査・研究に必要な情報や資料に関する質問に対し、図書館員が資料や情報を検索し、提供や回答をすること。



読書への理解と関心を高める取り組みと連携	子どもに関わる大人や保護者への支援	<p>「絵本のよみきかせ入門講座」 各園や学校等で読み聞かせを行う保護者等を対象とし、絵本の選び方や集団への読み聞かせの方法についてアドバイスする。</p> <p>「親子で楽しむ絵本講座」 幼児を持つ保護者を対象とし、絵本の楽しさと大切さを伝え、絵本の選び方や読み方をアドバイスする。</p> <p>「子どもの本の講座」 絵本作家や児童文学者等を講師に招いて、子どもの本について知る機会を設ける。</p> <p>講師派遣 保護者や読み聞かせボランティア等を対象とした研修や講座の講師として図書館司書を派遣する。</p> <p>読書相談 保護者や読み聞かせボランティア等からの読書や選書に関する相談に対応する。</p> <p>研究書の収集 絵本や児童文学及び作家等について研究する大人や保護者、保育や教育等に携わる大人を対象とし、子どもの本や子どもと読書について調査研究するために役立つ一般図書を収集する。</p>	中央図書館
	ブックリストの配布	子どもの成長段階に合わせたブックリスト「よむよむ」を作成、配布して子どもや保護者に読書情報を提供し、家庭での読書を推進する。(重点)	中央図書館
	ホームページでの情報発信	市や市立図書館のホームページに、図書館の様々なサービスや事業、読書情報を掲載する。	中央図書館

◆参考指標と目標値

指標	本市の現状 (2018年度)	目標値 (2024年度)
市立図書館の児童書の貸出冊数	367,898冊	500,000冊

指標	本市の現状 (2018年度)	目標値 (2024年度)
市立図書館の児童集会事業への参加者数	5,653人	6,500人

参考：「浦安市学校教育推進計画」参考指標

## (2) 生涯学習施設・子育て支援施設等における子どもの読書活動

### <役割>

公民館は、子どもから大人まで誰もが気軽に立ち寄ることができ、様々な事業が開催されている施設です。公民館では、主催事業の基本体系に「幼児・青少年の発達に応じた取り組み」と「子育て期にある成人への取り組み」等を位置付けています。これに基づき、子どもの発達に応じた各種事業や地域交流・居場所づくり事業や、保護者と地域づくりの拠点として活動する大人を対象とした事業を開催しています。これらの事業の中で子どもの読書活動の推進に努めます。

子育て支援施設は、乳幼児親子や児童が気軽に立ち寄れる場所であり、絵本などに親しむ環境も備えています。各施設で行っている、乳幼児と保護者、児童を対象とした交流促進や居場所づくり、情報提供等により子どもの読書活動を推進します。

### <取り組み>

(重点) 推進計画(第三次)で特に力を入れる事業

方針	事業	事業の内容	所管課
読書環境の整備・充実	幼児・青少年の発達に応じた取り組み	乳幼児を対象とした事業や保育の際に、公民館内の分館から絵本を借り、保育者等が読み聞かせを実施する。(子ども課「ほのぼのタイム」等)	公民館 こども課 他
		各施設の状況に応じて、図書室や図書コーナー、絵本の部屋などを設置し、子どもの年齢や発達に応じた図書を置き、読書環境を整備する。 市立図書館の団体貸出の利用により、蔵書を充実する。	児童センター 子育て支援センター 青少年館 中央図書館
読書に親しむ機会の提供	公民館・児童センターと市民団体との連携	サークルや市立図書館と連携し、文化祭や子どもまつりでおはなし会などを開催する。 乳幼児と保護者や児童を対象に、サークルや団体によるわらべうたの会やおはなし会を開催する。	公民館 中央図書館
	公民館事業	主催事業として、子どもを対象としたおはなし会などを開催する。	公民館
	子育て支援センター事業	乳幼児と保護者を対象に、保育士による手遊びやわらべ歌、読み聞かせなどを実施する。	子育て支援センター
みと連携 心を高める 読書への理解と関 わり	子育て期にある成人に対する事業	家庭教育学級や保護者を対象とした子どもと読書に関する各種講座・講演会を開催する。	公民館
	地域づくりの拠点として、市民の連帯・自治意識を育む事業	地域で活動する大人を対象に、子どもと読書に関する講座等を開催する。	公民館

### 3 保育園・幼稚園・認定こども園における子どもの読書活動

#### <役割>

各園は、子どもにとって集団生活の場であるとともに、学びの場でもあります。各園において子どもたちは、家庭とは異なる環境で、家庭では出会えない絵本に親しむことができます。保護者以外の大人に絵本を読んでもらい、親しい友だちと一緒に見る体験は、家庭では得難いもので、喜びや楽しさなどの感情が増幅されます。また、絵本を、園での年中行事や自然観察などの活動、工作や劇などに取り入れることにより、絵本が体験と深く結びつき、子どもの心に深い印象が残ります。

各園では、子どもたちが日常的に絵本に触れられるように読書環境を整え、発達段階に応じた絵本の読み聞かせを行うとともに、保護者にも絵本の楽しさや大切さを積極的に伝え、家庭での読み聞かせを推進します。

#### <取り組み>

(重点) 推進計画(第三次)で特に力を入れる事業

方針	事業	事業の内容	所管課	
整備・充実 発達段階等に た読書環境の 発達段階等に た読書環境の 整備・充実	絵本コーナーの 環境整備 (重点)	各園の「絵本のコーナー」「絵本の部屋」の図書の実充のため、市立図書館の団体貸出の利用を推進する。 各園の状況に応じ、子どもたちが日常的に絵本に親しむことができる環境の整備を推進し、全園へのコーナー等の設置を目指す。	保育幼稚園課 中央図書館	
	読書に親しむ 機会の提供	職員の資質向上	職員の知識と技術の向上のため、絵本に関する研修を実施し、日々子どもたちへの読み聞かせに生かす。	保育幼稚園課 中央図書館
		市立図書館との 連携	市立図書館の利用体験の実施 館内での閲覧や貸出・返却の体験を通して、図書館に親しみを持たせ、図書館利用を推進する。  市立図書館内での作品展示 子どもたちが制作した絵本を題材とした作品の展示により、親子で市立図書館に足を運ぶきっかけを作る。	保育幼稚園課 中央図書館
		学校図書館との 連携	園・小学校の連携として、園児がクラス単位で小学校の学校図書館を訪問し、学校司書が読み聞かせを実施する。	保育幼稚園課 小学校
	ボランティア、 地域との連携	保護者やボランティアによる読み聞かせを通して、家庭での読み聞かせを推進する。 中・高校生の職場体験や小・中学生との交流時に、園児への読み聞かせを実施する。	保育幼稚園課 指導課 教育政策課	
取り組みと 読書への理解と 関心を高める と連携	保護者への情報 発信(重点)	園だよりやクラスだよりを通し、季節や行事、年齢や発達段階に合った絵本を紹介する。 図書館利用や読み聞かせの様子を可視化し、保護者へ絵本の楽しさや読み聞かせの大切さを積極的に伝える。	保育幼稚園課	

## 4 市立小・中学校における子どもの読書活動

### <役割>

学校は、授業や学校図書館の利用などを通して、すべての児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げることができるよう、様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。

また、学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の一つとして、学校図書館の利活用が挙げられています。調べ学習などを通して、児童生徒が知る喜びを体得し、自身の興味や関心を深め、疑問や課題を解決する力を身に付けられるよう、適切な指導・支援を行います。学校司書や図書主任を核としたすべての教員が、児童生徒の読書に親しむ機会の増加と質の高い読書のため、計画的で継続的に読書活動を推進します。

### <取り組み>

(重点) 推進計画(第三次)で特に力を入れる事業

方針	事業項目	事業の内容	所管課
発達段階等に 応じた読書環境の 整備・充実	学校図書館システムの整備	学校図書館システム <sup>13</sup> の更新を行い、蔵書管理の効率化と、学校間ネットワークの適正化を図るとともに、児童生徒の読書に関するデータを蓄積する。 また、デジタルコンテンツの活用に向け、検討を進める。	指導課
	学校図書館の蔵書の充実	全小・中学校で学校図書館図書標準以上の蔵書数を維持しつつ、蔵書の見直しと適切な更新、図書の整備に努めるとともに、新たなニーズに対応し、蔵書を充実させる。	指導課
	学校司書の配置	学校司書の全小・中学校への配置を継続する。 学校司書とすべての教職員が協力して、学校図書館の機能の充実を図る。	指導課
	学校司書・教員の資質向上	学校司書の資質向上のため、各種研修を実施する。 2、3年目の教員を対象に、授業で学校図書館を効果的に活用するための研修を実施する。(重点)	指導課 中央図書館
	読書通帳の導入(重点)	学校図書館で借りた図書の記録を読書通帳に印字できるよう、学校図書館のデータを市立図書館へ送るシステムを構築する。	指導課 中央図書館
読書に親しむ 機会の提供	読書活動推進月間の設定	「子ども読書の日」や「読書週間」に関連した取り組みを推進する。	指導課
	図書館資料を活用した授業の展開	学習指導要領を踏まえ、学校図書館教育全体計画や各教科の年間指導計画に学校図書館や図書の計画的・積極的な活用を位置付ける。 教員に対し、学校図書館の利用や情報リテラシー等に関する研修を実施する。(重点) 児童生徒がインターネットと図書の特徴を理解し、使い分けができるよう、情報教育を推進する。(重点)	指導課

<sup>13</sup> 【学校図書館システム】

学校図書館の蔵書の検索や貸出・返却、蔵書管理など学校図書館の業務に必要な業務システム。

読書に親しむ 機会の提供	ニーズに応じた 取り組み	障がいのある児童生徒や、日本語を母語としない児童生徒のほか、様々な状況にある児童生徒に対し、本に親しめるような取り組みを推進する。	指導課
	市立図書館と小 学校の連携	児童の読書の幅を広げるため、図書館司書によるブックトークやストーリーテリングを実施する。	中央図書館
	ボランティアと の連携・協力	P T Aをはじめとする保護者、地域のボランティアによる読み聞かせを推進する。	指導課
読書への理解と 関心を高める 取り組みと連携	情報発信	図書館だよりを児童生徒の家庭に配布し、推薦図書や読書活動の様子を保護者に知らせる。 図書館だよりや学校だより、各学校のホームページ等で学校の読書活動の様子を積極的に発信する。	各学校

◆参考指標と目標値

指標	本市の現状 (2019 年度)		目標値 (2024 年度)	※参考 (2019 年度)	
				県の現状	全国の現状
読書が好きな子どもの割合	小学6年生	77.8%	80.0%	75.7%	75.0%
	中学3年生	70.3%	75.0%	71.2%	68.0%

参考：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

指標	本市の現状 (2019 年度)		目標値 (2024 年度)	※参考 (2019 年度)	
				県の現状	全国の現状
普段（月～金曜日）の1日当たりの読書時間が30分以上の子どもの割合	小学6年生	42.9%	45.0%	41.6%	39.8%
	中学3年生	24.6%	28.0%	28.1%	27.0%

※学校の授業時間や教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除く

参考：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

指標	本市の現状 (2019 年度)		目標値 (2024 年度)	※参考 (2019 年度)	
				県の現状	全国の現状
学校図書館や地域の図書館の利用回数が1週間に1回以上の子どもの割合	小学6年生	11.7%	15.0%	14.4%	17.2%
	中学3年生	7.1%	10.0%	6.7%	8.3%

※昼休みや放課後、休日に、本（教科書、参考書、漫画、雑誌は除く）の閲覧や貸出・返却のために利用した回数

参考：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

指標	本市の現状 (2018 年度)		目標値 (2024 年度)
学校図書館の児童生徒一人当たりの貸出冊数	小学校	67.9冊	70.0冊
	中学校	10.5冊	12.0冊

参考：学校図書館利用状況報告

指標	本市の現状 (2019 年度)		目標値 (2024 年度)
「学校図書館を授業でよく利用している」と回答した教員の割合	小学校	34.3%	40.0%
	中学校	8.2%	15.0%

参考：保護者及び教員の教育に関する意識調査

## 資料編

# 1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

(平成 13 年 12 月 12 日 法律 第 154 号)

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。



(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

## 2 「浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）」策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日施行）」に基き、浦安市の子ども読書活動推進計画（第三次）（以下「第三次推進計画」という。）を策定するため、浦安市子ども読書活動推進計画（第三次）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、第三次推進計画について検討、策定し、浦安市教育委員会教育長に報告する。

（委員長）

第3条 委員長は、教育総務部次長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、それぞれの会議において必要と認めるときは、委員以外のものに対し、必要な資料の提供を求め、または委員会の会議に出席させて説明を求めることができる。

（組織）

第4条 委員は、別表の1に掲げるもの（以下「委員」という。）をもって充てる。

2 第三次推進計画（案）の個別事項について検討するため、委員会の下部組織として作業部会を置くことができる。

3 委員会の庶務は、事務局が行う。

4 事務局は、別表の2に掲げるものをもって充てる。

（設置期間）

第5条 委員会の設置期間は、第三次推進計画策定の終了までとする。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日より施行する。

別表 1 (第4条)

教育総務部次長
教育総務部指導課長
教育総務部教育政策課長
生涯学習部生涯学習課主幹
生涯学習部中央図書館長
健康こども部保育幼稚園課長

別表 2 (第4条)

教育総務部指導課担当
生涯学習部生涯学習課担当
生涯学習部中央図書館担当



浦安市子ども読書活動推進計画  
(第三次)

令和2年9月策定

編集・発行 浦安市教育委員会  
〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号  
電話 047-351-1111 (代表)